



2025 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社エス・エム・エス
代 表 者 名 代表取締役社長 後藤 夏樹
(コード番号：2175 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 杉崎 政人
(TEL : 03-6721-2400)

業績条件付有償ストック・オプション（第 21 回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 7 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり第 21 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げ、医療・介護/障害福祉・ヘルスケア・シニアライフの各分野において、人材紹介等のキャリア事業、介護/障害福祉事業者向け経営支援プラットフォーム事業（カイボケ）、アジア・オセアニアにおける医療情報サービス事業等、国内外で 40 を超えるサービスを展開しております。

当社は創業以来 21 期連続で増収を達成しておりますが、グループミッションを実現していくためには、今後も既存事業を成長させるとともに、新規事業の開発・育成を推進し、さらに業容を拡大させていく必要があります。そのため、今回、当社役職員の業容拡大及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、本新株予約権を発行いたします。

本新株予約権は「II. 新株予約権の発行要領 3. 新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、2028 年 3 月期における実質営業利益（注）が、あらかじめ定める水準を達成した場合のみ行使が可能となります。実質営業利益を指標とした理由につきましては、当社は利益の継続的な成長を経営上の重要な目標としており、役職員の業容拡大及び企業価値向上への貢献を測る指標として実質営業利益が最も適当であると判断したためです。具体的には、

2025 年 3 月期の実質営業利益に対し、2028 年 3 月期の実質営業利益が年平均 10.0%成長をした場合に 20%、年平均 12.5%成長をした場合に 50%、年平均 15.0%成長をした場合に 70%、年平均 20.0%成長をした場合に 100%行使できる業績判定水準を設けております。業績目標の達成率に応じ、受ける経済的メリットの差異を明確にすることで、新株予約権の対象となる役職員の当社グループの長期的成長に対するインセンティブを強化することとしております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、交付される株式数は最大で 237,000 株となり、これは発行決議日現在の発行済株式総数に対し約 0.27%に相当いたします。しかし、本新株予約権はあらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。よって、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

また、現時点では、本新株予約権が行使された際には自己株式を充当し、行使に伴う新株発行はない予定です。

(注) 当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の数

2,370 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 237,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、2,700 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額であり、有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数につ

いては、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1,462.5 円（本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2025 年 7 月 4 日の東京証券取引所における当社株価の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額（公正な発行価額と比較して特に低い価額をいう。）で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「新規発行前の 1 株当たりの時価」を「処分前の 1 株当たり時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028 年 7 月 1 日から 2033 年 6 月 30 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2028 年 3 月期における実質営業利益の額が、下記 (a) ないし (d) に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

(a) 実質営業利益の額が 8,355 百万円を超過していること 行使可能割合 20%

(b) 実質営業利益の額が 8,937 百万円を超過していること 行使可能割合 50%

(c) 実質営業利益の額が 9,547 百万円を超過していること 行使可能割合 70%

(d) 実質営業利益の額が 10,847 百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2025 年 7 月 24 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

- （６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．（４）に準じて決定する。

- （７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- （８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

- （９）新株予約権の取得事由及び条件

上記５に準じて決定する。

- （１０）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- ７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

- ８．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025 年 8 月 22 日

- ９．申込期日

2025 年 7 月 18 日

- 10．新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社の取締役及び従業員 40 名 2,370 個

なお、上記対象となる者の人数は本お知らせ公表時の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権の数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

以上